

産業廃棄物（又はそれを処理したもの）の保管は、政令第6条第1項第2号に規定する産業廃棄物処理基準、省令第8条及び第8条の13に規定する保管基準の他、以下の例を参考とすること。

項目	法の規定	詳細
保管設備	周囲に囲い	<p>【屋外】</p> <p>□1-1 三方囲いになっている。</p> <p>※囲いの壁の一面が切り立った崖に面しているなどの場合は、その崖をもって囲いの壁とされている。</p> <p>□1-2 前面は線を引くなど保管設備の境界が明らかにされている。</p> <p>※屋外において飛散・流出を防止するために三方囲いになっており、囲いの無い面においても、保管設備の境界が明らかにされている。ただし、囲いの端から端を結ぶ直線を境界とする場合など境界が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p>□1-3 三角構造の保管設備で、散乱しない構造であることが認められた場合で、90度以下の角度で接した連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの一面において直線を引くなど保管設備の境界が明らかにされている。</p> <p>□1-4 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。</p> <p>※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるため。</p> <p>□1-5 囲いの壁は、対象廃棄物の飛散・流出の可能性の有無にかかわらず、空間を区分する平面状のもので、容易に形状が変化しないもので構成されている。</p> <p>【屋内】（屋根と壁で外部から遮断された空間を持つ構造の建物の内部をいう。）</p> <p>□2-1 三方囲いになっている。または、屋内において散乱しない構造であることが認められた場合で、連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの二面（三角構造の場合は一面）において直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている。</p> <p>□2-2 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口、コンセント等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。また、保管設備に消火器、通路等の工作物等が設置されていない。</p>

		<p>※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるための措置。</p> <p>□2-3 フレコンバッグ等で保管する場合で、内容物の性質から飛散・流出のおそれがないことが確認できる場合は、三方に直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造になっている。）。</p>
		<p>【共通事項】</p> <p>□3-1 囲いが地盤面と連続し、隙間が生じないように設置されている。</p> <p>□3-2 木材チップなど積上げることで熱を持つなどの特性がある廃棄物の保管については、その特性により事故、災害等が発生しないように配慮されている。</p>
		<p>【コンテナ容器の取扱】</p> <p>□4-1 屋内外ともコンテナ・ボックス等の容器（金属製又は硬質樹脂製で、箱型で十分な耐力性・耐久性がある容器。以下「コンテナ等」という。）を使用して保管する場合は当該コンテナ等が所定位置に固定され、保管設備の看板はコンテナの外側の見やすい場所に掲示されている。</p> <p>※廃棄物の運搬等のためにコンテナ等を移動する場合は、三方に直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造とされている。）。</p>
	掲示板設置	<p>□5-1 処理前、処理後の別が表示されている。</p> <p>※立入等で、保管量の算定など処理前後の保管廃棄物を特定する必要がある場合が想定されるため。</p> <p>□5-2 保管設備ごとに表示板が設置されている。</p>
必要な措置	飛散・流出	<p>□6-1 紙くず等飛散しやすいものを屋外において保管する場合において、保管設備の前面にもアコーデオン・ドアを設置したり、四隅を固定できるブルーシートで覆うなど、飛散防止の措置が講じられている。また、コンテナ等に保管する場合も、容器の開放口において同様の措置が講じられている。</p>
	地下浸透	<p>□6-2 廃棄物及び廃棄物から生じる汚水が地下に浸透する可能性がある性状（具体的には汚泥、動物の糞尿等、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物で、産業廃棄物が雨等にさらされて汚水が発生する場合を含む）の場合は、保管設備の底面をコンクリート等で覆うなど、地下浸透を防止するための必要な措置がとられている。</p>

	悪臭防止	<input type="checkbox"/> 6-3 悪臭が発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合にあつては、薬剤の散布や密閉容器に保管する等必要な措置がとられている。
	高さの制限（非容器）	<input type="checkbox"/> 6-4 屋内で保管する場合において、囲いが耐力上安全な構造となっている。 ※屋内であれば飛散、流出の危険性が低いため原則高さの制限等の基準は適用されない。 <input type="checkbox"/> 6-5 廃木製パレット等同一規格かつ安定した形状で、ある程度積上げて安定した状態を保つことが可能である廃棄物の保管について、屋内外に関わらず保管設備区域内において積上げて保管する場合は、倒壊等の危険性が無い高さ（2メートル以下程度）となっている。 <input type="checkbox"/> 6-6 囲いに廃棄物の荷重がかかる場合は、囲いの壁に線を引くなどしてその上限が明確に示されている。
保管期間	処理再生に必要な止むを得ない期間	<input type="checkbox"/> 7-1 処分を適正に行うためにやむを得ない期間を越えて保管されていない。
保管数量	1日の処理能力の14日分以下（例外：がれき類等の再生28日、アスファルト・コンクリート片70日、豪雪期の廃タイヤ60日など）	<input type="checkbox"/> 8-1 処理前の保管量は、1日当たりの処理能力の14日分（例外規定がある場合はその日数。以下同じ。）を超えない量とする。 <input type="checkbox"/> 8-2 処理後の保管量は、1日当たりの処理能力量に対応する処理後廃棄物発生量の14日分に相当する量を超えない量とする。 <input type="checkbox"/> 8-3 一つの保管設備で複数種類の廃棄物を保管する場合（例えば、処理を経なければ分別できない一体物等）は、処理前及び処理後それぞれ全ての種類の保管廃棄物の総量が当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量とする。また、各々の廃棄物の保管場所における保管容量は、それぞれ当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量とし、廃棄物の総量が14日分を超えないよう管理する方法（毎日保管量及び予定搬入量等を把握し記録する等）が示されていること。 <input type="checkbox"/> 8-4 自社物と他社物を同じ設備で保管し、同一の処理施設で処理する場合の保管量は、合計で14日分を超えない量とする。
保管方法		<input type="checkbox"/> 9-1 廃棄物の種類ごと、処理方法ごとに保管設備が設けられている。 ※直接処理施設に投入する場合であっても原則は同様。 <input type="checkbox"/> 9-2 処理前と処理後の保管設備は、それぞれ別に設けられている。

		<p>※処理により再生利用可能な製品を製造する場合で、当該製品の製造には二品目以上の廃棄物を混合して処理する必要があるとき（又は処理後の廃棄物を混合することで製品となるとき）は、処理後の保管設備は一箇所でも可。</p> <p>□9-3 混合廃棄物で搬入されている場合であっても、分別搬入を原則とし、廃棄物の種類ごとに保管設備が設けられている。</p> <p>□9-4 現に混合廃棄物で搬入されている場合で止むを得ない場合（注1）は、処理前保管設備の表示にその旨及び保管する廃棄物の種類が全て表示されている。処理後についても廃棄物の種類が全て表示されている。また、当該混合廃棄物と処理工程は同じでも単品で搬入される場合は、別に処理前保管設備を設けられている（処理後も同様）。</p> <p>（注1） 処理を経なければ分別できない場合など。</p> <p>□9-5 連続して二つの処理を行う施設で物理的に連続した構造になっていない場合（一次処理が二次処理の前処理として許可を得ているが、一次処理後に一旦保管し、その後二次処理施設に投入する場合）、看板表示が、それぞれ処理後保管設備、処理前保管設備の二つの表示を並掲、または「一次（破碎等）処理後二次（圧縮等）処理前産業廃棄物保管設備」等当該保管設備の役割がわかるように表記されている。</p> <p>※一次処理の処理後保管設備と二次処理の処理前保管設備は、それぞれ別に設ける必要はない。</p>
自り法対象外自動車	（圧縮していないもの）上方垂直3メートル以内など	□10-1 自り法対象外の自動車の保管設備の基準は、自り法対象自動車に準じて取り扱われている。ただし、当該自動車の形状により、準じて扱うことが危険と思われる場合を除く。
公道を跨ぐ保管設備		<p>□11-1 中間処理施設に付随する保管場所が、処分後の産業廃棄物であって次に該当する場合を除き、同一事業場内に設置されている。</p> <p>① 事業場が隣接している。</p> <p>② 一体として維持管理されている。</p> <p>③ 法施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設である。</p> <p>④ ③に該当しない場合にあつては、処分後の産業廃棄物が売却されるものである。</p>

		<input type="checkbox"/> 11-2 事業場間の移動に際して周囲の安全に配慮するとともに収集運搬の基準のほか他法令を遵守して運搬されている。 <input type="checkbox"/> 11-3 公道を跨ぐ保管設備が必要最小限度の保管量となっている。
その他参考		<input type="checkbox"/> 12-1 その他、廃棄物の種類に応じて下記のマニュアル等の規定に従い、必要な措置を講じること。 <input checked="" type="checkbox"/> P C B 汚染物又は P C B 処理物：P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン <input checked="" type="checkbox"/> 感染性廃棄物：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物：石綿含有廃棄物等処理マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物：水銀廃棄物ガイドライン